

平成21年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第7日）						
招集年月日	平成21年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成21年3月18日 9時30分			議長	坂口久信
	閉会	平成21年3月18日 11時57分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	3番	平古場公子	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成21年3月18日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第20号 平成21年度太良町山林特別会計予算について
日程第2 議案第21号 平成21年度太良町老人保健特別会計予算について
日程第3 議案第22号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第23号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計予算について
日程第5 議案第24号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
日程第6 議案第25号 平成21年度太良町簡易水道特別会計予算について
日程第7 議案第26号 平成21年度太良町水道事業会計予算について
日程第8 議案第27号 平成21年度町立太良病院事業会計予算について
日程第9 閉会中の付託事件について
(追加日程)
日程第10 議案一括上程
町長提案 議案第28号～議案第29号
町長の提案理由の説明
日程第11 議案第28号 教育委員会委員の任命について
日程第12 議案第29号 不動産の取得について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

日程第1 議案第20号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第20号 平成21年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○11番（下平力人君）

今回、いわゆる山林を購入したわけでございますけれども、その後、境界等の確認等はもう当然されておると思いますが、その辺どうなんですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

境界の確認につきましては、21年度から確認するようなことで今計画を立てております。

○11番（下平力人君）

これについてのいわゆる体制はどのような体制で、どのようなチームをつくって、どのくらいの年限といいますか、日数を計画してやるという予定をされておるのかどうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

年数及び人員ということでございますけれども、これにつきましては測量の機械等の性能とか、そういう形で今後、今のところ年数につきましては1年ではちょっと無理かもわかりませんので、2年ぐらいとは思っておりますけど、その辺については業務の都合もありますので、人員体制とかがございますので、その辺もう少し検討を具体的にしてお答えをいたしたいと思います。

○9番（末次利男君）

山林特別会計で193,000千円の歳入歳出予算が組まれておりますけれども、今回また財産収入として売り払い収入が上げられております。施政方針の中でも3から4ヘクタールぐらいを主伐するという話が出ておりますけれども、この補正の中でも質問もあっていたようですけれども、要するに今、戦後の国策で拡大造林が進んで、太良町もそういった雑木林を植林化するということで、国策としてずっと進んできたわけです。昭和54年をピークに、非常に材の低迷ということが進んできておりますけれども、今新たに広葉樹というのも見直されてきつつあるわけです。そういった中で、いわゆるブランド化、太良ブランドという、これは太良の特有の銘柄なんですよ、これを築こうという施業計画のもとに今進んでおるわけですが、それはこういった形の太良ブランドなのか。

それと今、公益的機能という言葉が山林にはよく出てきますけれども、ある意味、針葉樹林は公益的機能をせんとだという間違っただ話をされる方も中にはあると。やはり私は除伐、間伐、枝打ち、こういったことが公益的機能を高める大きな要素だという感じがいたしていただけますけれども、どのような形でこの事業、間伐、枝打ち、あるいは除伐、こういったものが毎年事業として上がってきますけれども、どのような考えでこの事業をなされているのか、お尋ねをいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

1点目の太良の銘柄というようなことで、多良岳材のブランド化というようなこと、どういう形でのブランド化なのかということの御質問だと思います。

これにつきましては、多良岳材をブランド化するために取り組んでいることは、まず、無節の材を製品として出荷できるような施業をやらなければいけないというようなことが大前提でございまして、そのためにはやっぱり枝打ちから間伐等まで、本数まで決めたところまでの、定量といいますか、そういうような形での統一的な施業をやって、大体40年以降、45

年生あたりで無節をとれるような形。ただ、今回幾らか年数的には延びる可能性もございますけれども、そういうようなことでブランド化を地域で目指しているというようなことでございます。

それからもう1点、公益的機能ということでございますけれども、広葉樹だけでなく針葉樹、例えば人工林でございますけれども、先ほど議員からございましたけれども、植林はしたけれども手入れが行き届いていないというような場合には、やっぱりCO₂関係、光が差さない、手入れしていない森林につきましてはそういうCO₂関係、それから、CO₂関係といいますと、下層まで光も届きませんので、そういうようなことでなかなか森林としての、森としての役割を果たすようなことであるならば、人工林についても当然そういうような機能は持っていると考えております。

○9番（末次利男君）

ありがとうございました。

今回また主伐の問題で、補正のときでしたか、川下議員から床柱を10本ずつ寄附しろという話も出ておりましたけれども、非常に大胆な発想でもありますし、やはり地元がそういったよさというのをわかって消費していただくということも、これは一つの大きなPRをすることによって、そういったことも大事になってくるというふうに思いますし、今、佐賀県でも住みたい佐賀の家づくり促進事業ということでやっておられますね。これは新築もしかり、購入分もしかり、そういったことで今、応援体制をとっております。そういった中で県と一緒に、さらにそういった多良材のよさというのを——もちろんブランドといえいろいろなブランドがあるわけですよ。やっぱり何千年とたてたブランド、これもブランドなんですよね。代表的なものはいわゆる屋久杉ですけれども、そういうことではやっぱり一つの、二千年も三千年もたてるということになれば、合い中に何も人手が要らんわけですから、そういった雇用の場が失われるということで、それと、やっぱりそのブランドを築くためには長期間かかると。太良ブランドというのをもっと推し進めて、ある意味、若齢でも付加価値の高い木を生産していくんだというようなことで頑張っていたきたいと思います。

そういった中で、県とも呼応した、住みたい佐賀の家づくり促進事業、これはもう定住対策で、恐らくどういう判断をされるのか、いわゆる今は現金支給ということでやっておられますけれども、必要であれば現物支給ということも今後可能ではないのかという考えを私はいたしておりますので、そういったことについてはどのような見解をお持ちであるか、お尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

昨日もちょっと申し上げましたけれども、そういうふうな希望者があれば、多良材を間伐、あるいは主伐した場合の、無節じゃ、無節といっても単価は高くなりますから、幾らか、4面無節じゃなくして1面か2面ぐらいの無節のものでいいということであれば、希望者に分

けてあげたいと思っております。

このブランド品につきましては、私もちょっとお聞きしたところ、日田杉とかなんとか言うばってんが早太りして年輪が締まったらんということですね。多良の材木については、そういうふうな年輪がしまつて、無節であれば相当な金が行くということもお聞きをしておりますし、80年伐期で主伐したところには節があるわけですね。だから、丸太は大きいけれども、角もんをとれんと。だから、丸は柱じゃなくして胴縁のごと、ああいうふうなとり方をせんないば高う売れんというようなこともお聞きしました。だからこれは、今から先はミカンもしかりですけど、ブランドというのはやっぱりそういうふうな一級品をつくらにゃブランドと言われんという時代ですから、極力枝打ちとか間伐とか徹底して推進していきたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

山林となれば、やはり事業所として森林組合が入ってくるわけですよ。そこで、雇用の問題でちょっとお尋ねしたいのは、若者定住に対して物すごく役立っている事業所だと私は確信しているわけですよ。年々若い人たちが森林組合に、大体太良町にはそういうふうな雇用の場所はないにもかかわらず、若い後継者といますか、定住者が育つ場所にふさわしいと私は思っております。毎朝7時ぐらいになると、十数名から20名の若い人たちが仕事へのスタンバイに向かって、みんな集まっておられます。そういうような大事な事業所であるがゆえに、非常に太良町も役立っていると思うわけですよ。

そこで、ことしはどのような状況であるかと、太良を愛して太良に住んで太良の仕事をするというふうな、非常に希望あふれる仕事場だと思うわけですよ。そういうふうな仕事場が太良町にはぜひ必要だと、太良を忘れてもらいたくないための、若者のための仕事場だと私は思っておりますけれども、平均的に毎年そういった森林組合みたいな事業所は1人でも2人でも雇い入れをしてくれたら幸いだなと思っておりますけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

議員おっしゃるとおり、森林組合につきましては職員6名ほどいますけれども、その下に作業員ということで、もう朝早くから森林の施業について取り組んでおられる方が30名ほどおられます。その方たちが林家の後継者だというような形で私もとらえておりますので、毎年定期的に採用できるものは採用なさっておるようでございますので、その辺につきましても議員言われるとおり、太良町の地域の活性化のためにも大事な職場だと、私もそういうふうに理解しております。

以上です。

○10番（山口光章君）

一部のそういった太良町の活性化のために、やはりそういった事業所を大切にバックアップしていただきたいと思います。

○2番（山口 巖君）

今ちょうど山口委員長、雇用の話がありましたが、ブランド化するために植えつけ、下払い、そして枝打ちと、こういう工程になるかと思いますが、課長いいですか、雇用とかいろいろ森林購入に対しての相乗効果ですね、こういうのを問われる中で、どのくらいの雇いを森林で生み出しているのかと。この説明もひとつ大事なポイントじゃなかろうかと思うわけですよ。そうした場合、一応参考のために、40年のブランドをつくるために、どのくらいの労費が入るのか、反当たり、1本当たり、何かそういうデータがあったら。もしなかったら——ありますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

雇用が幾らぐらいになるかというようなことでございますけど、私の手持ちの資料で、これが1ヘクタール森林を整備するのに大体どのくらいかかるかというような標準的な経費につきましては持っております。それでいきますと、新植から全部主伐まで年数かかるわけですが、そのトータルの経費につきましては、標準的なものですが、5,740千円ほど1ヘクタールでかかるというようなことでございます。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

数字を足したら相当な金額。そうした場合、保全是もちろん大事ですけど、やはり雇用がこういうところから生まれているんだというのを町民にも知ってもらうためでもあるし、もう少し課長のほうからでもそういう声を大にして説得というか説明していただければと、こう思います。回答は要りません。

○8番（久保繁幸君）

昨日のテレビの報道なんですが、大分の由布あたりは火災が発生しておりますね。それで、4人さんか死亡されておりますし、東京のほうでも荒川の河川敷等々の火事が予想以上に大きくなって広がっております。そのようなことで、この町有林等々の防火についてはどのような対策をなされておるのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

山火事についての広報等は、たき火とか、そういう注意はいたしております。そのほかに対策といたしましては、防火線ということで約8,100メートル以上の防火線をしておりますので、延焼等ある場合にはその防火線というようなことで考えております。農林水産課のほうでの対策としては防火線を設置というようなことでございます。

○8番（久保繁幸君）

それでは、防火線等々で延焼を防ぐということでございますが、消防団が出なきゃいけない大々的な火事になった場合、訓練等はどのようなことをやっておられるのか。やっておられるのか、やっておられないのかをお尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

火災等が発生した場合のそういう訓練ですけれども、中継訓練等を行って、特に太良町については山間地区、山が上までありますので、中継訓練を各分団で行っていると。前は大浦ダムのところでも森林火災みたいな感じでありましたけれども、できるだけそういうときには対応できるようにということで各分団それぞれ訓練をしております。火災等がないように十分広報等もしておりますけれども、そういうことがないように私たちも祈っております。

○8番（久保繁幸君）

たまたま大浦地区では防火にはダムあたりの水を使えたと思うんですが、多良岳山系等々の火災が発生した場合、どのような消火用の水を引かれるのか、防火水槽等々があるのか、そのようなことはどんなのでしょうか。燃えれば燃えたで、今、仮払いというですか、ここにも予算書に出ておりますが、そういうふうな対策だけでやっていかれるのか、お伺いいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

十分な対策とは言えませんけれども、横断林道にも幾らかの防火水槽もありますし、中山地区にもありますし、それと今、広域農道のところにも水が使えるようなところもあって、できるだけそういうところを使って消火等に当たりたいと思っています。山系からの水がありますので、土のうなんかを積んで、多良川の上流あたりにはそういうふうな方策もとらんといかんのではないかと考えております。

○5番（牟田則雄君）

20年度の補正のほうで、繰越明許費を町有林の間伐事業委託料ということで10,000千円、明許繰り越しされているんですが、今年度の事業の中に間伐事業は組み込まれていないんですが、こういうふうにして繰り越した場合はもう事業としては上げないのが通常ですか。これはどういうことか、ちょっと説明してください。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

21年度の間伐等につきましては流域公益保全林整備事業の中でいたします。これでいきますと、14ページのほうの流域公益保全林整備事業の中で行ってまいりますので、先ほどの10,000千円につきましては2次補正の活性化対策で、公益流域は補助事業で実施する分でご

ございますので、その補助事業の対象にならない町有林につきまして国の2次補正のほうで経済対策ということで10,000千円ほど、15町ほど間伐の事業を実施するというところでございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この間伐事業はするということですね。そしたら、やっぱりここで明許を10,000千円と上げとったら、これはこの事業の中に上げていただいたほうが我々は見やすいと思います。もしそれが形式上だめならそれはそれでいいですが。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

20年度補正いたしました10,000千円につきましては、今説明いたしましたとおり、国の2次補正の活性化対策の臨時交付金でございますので、それは20年度事業として予算は組みましたけれども、繰り越しをいたしまして21年度実施するというところでございますので。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そして、きのうから、今先ほどもブランドのことが出ておりましたが、多良岳材のブランドを杉檜でもしあれなら、杉檜の不適地のところに集中的に何かケヤキを植えるとか、トガを植えるとか、そういうふうに集中的にやって、将来の観光資源にでもなるような方法を考えたほうが、太良の山としてのブランド化は手っ取り早いというか、将来そういうことにもつながるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

人工林の杉とか、不適地につきましては県ともいろいろ協議はいたしております。それで、例えば町有林だけでなく県有林あたりにつきましても、大谷道からキャンプ場のほうに少し上った地域に、この間、県有林を切られております。そこにも山桜とか、いろいろ言われたような、そういうのを植林していくということで随時やっていきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第20号 平成21年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第21号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第21号 平成21年度太良町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

老人の9ページの支払基金交付金が、ことしは70,000千円の減になっているんですが、これはどういうことですか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

9ページの老人基金の交付金は、12ページの支払基金交付金と一緒にすけれども、前年度が74,767千円で今年度が5,200千円というのは、20年度については19年度の医療費の12分の1を計上しておいたために、結局、一月分程度の医療費に対する支払基金等の交付金を計上しておいたと。それから、21年度については、老人医療費が145,000千円ぐらいですけれども、そのさらに6.8%程度、1割もいかんとすけれども、6.8%程度ですね、老人医療費の計上では9,900千円程度にしておりますけれども、それに対する医療費交付金を計上したために69,000千円ほど減ったということで、前年度の7%程度で計上したために、トータルとして75,327千円が減額になったということでございます。

○6番（川下武則君）

これは、そしたらあれですか。みんな減っているんですけど、県のほうもみんなそうなんですけど、一応みんなそうなっているんですか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

老人保健特別会計については、平成20年度については1カ月相当分の医療費を計上しておいた、その関係で予算を計上しておいたと。それから、21年度についてはその残務と。残務整理のための医療費の計上をしておる関係で予算が小規模になったと。というのは、老人保健特別会計については平成22年度をもって多分閉鎖されるだろうということで、再度県に確認したところ、それでも22年度までに閉鎖できない場合は23年度に移行する可能性もあるというふうなことを聞いておりますので、これは国全体の話ですから、計画としては22年度までに完了すると。結局、後期高齢者が新たにスタートしておりますから、そういう関係で残務整理ということでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第21号 平成21年度太良町老人保健特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第22号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第22号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

9ページですけど、この後期高齢者の医療保険料が比較して3,000千円ちょっとふえている、この内容の説明を求めます。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

これは後期高齢者の12ページの歳入のほうですけれども、21年度については75歳、後期高齢者のスタート時点で保険料の算定に当たっては、要するに確定見込みで計算しておったと。それから、21年度については平成20年の6月時点で、要するに税金が確定したということで、ある程度の予測が可能になったということで、そこらあたりの計算がシビアになったというようなことで、3,000千円程度ふえたということでございます。

○5番（牟田則雄君）

12ページの普通徴収保険料が、これが前年度と比してちょうど14,041千円、これは割合がふえてこうなったのか、そこら辺をちょっとお願いします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

普通徴収の14,000千円の増については、前年度については被保険者の2割程度、350人で計算しておったところを、21年度については4割ということで708人で計算をいたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第22号 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第23号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第23号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

国保の30ページの出産育児一時金、前年度は12,250千円で、35人の350千円という計算で計上されていると思いますけど、ことしはちょっと低目です。これは今380千円ですけど、10月からは420千円になるということで、どのような計算でこの数字が計上されているのか、説明をお願いします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

出産育児一時金の35名から30名になったいきさつについては、平成18年度で国保の出産発生一時金については実績として30人と。それから、19年度については16人だと。それから、20年度については1月末で19人の実績ということで、30人程度にしたと。

それから、ことしの10月から420千円程度になるだろうと。これはまだ法令としてはなっていないわけですが、そこらあたりの金額が上がっても十分対応できるんじゃないかと考えております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

出産育児一時金がずっと上がっていくですね。そしたら、分娩代とかも、病院も上がってきているかどうか、現状は前と変わらないということでしょうか。

○健康増進課長（江口 司君）

分娩費の費用については各都道府県によってまちまちと聞いております。高いところでは400千円を超えておると。これはあくまで国の施策の中の一つで、平均的なことで、出産育児一時金については国の方針と言ってもいいぐらいに、大体全国一律程度になっております。以上です。

○9番（末次利男君）

国民健康保険というのは、いわゆる国民皆保険の一角を担う大きな制度です。健保組合、協会けんぽ、国保、この3つで、大きな皆保険があるわけですがけれども、施政方針の中にもありますように、かつて450,000千円ぐらいの基金を有していた時代があったわけですがけれども、今回、87,290千円の基金残高ということで、ことし非常に医療費の高騰によって、基金の多額の取り崩しによって国保の特別会計が運営されているという現状で、ここに上がっておりますけれども、早急な税率の見直しが必要なんだということも言われておりますけれども、いつ、どのような見直しを考えられているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

議員御承知のとおり、基金残高が年々減っていく中で、平成20年度は60,000千円の基金の取り崩しをして、20年度の決算見込みで30,000千円ほどの剰余金があれば、17,000千円程度の基金積み立てを予想すれば、基金残高が39,000千円程度になるわけですがけれども、いずれにしても22年度に向けては税率の改正を考えているところですがけれども、その税率改正が昨今の生活困窮の中で果たしてできるのかできないのか。8月の運営委員会等をめどにそこらあたりを提案していきたいと、このように考えております。

○9番（末次利男君）

非常にこれはもう日本だけでなく、世界恐慌の時代で非常に収入が減っており、現状で逆に医療費というのは伸びていく、このアンバランスの中で国保会計をつかさどる、そしてまた、後期高齢者医療にも多額の拠出金を支払わなければいけない状況の中で、単純に税率を上げればお金が集まるかということでもないような感じがするわけですよ。それと、今、応益応納で7割軽減、5割軽減、2割軽減という方が多くなってきて、中間所得層の肩に非常に大きくのしかかってくるんじゃないかという感じがしますし、ここはやっぱり非常に税率改正にも慎重にならざるを得ないと、担当はそうだろうと思うんですよ。

そういった中で、これは政治的判断を余儀なくされるときが来るんじゃないかなというふうな感じがしますがけれども、その辺についてどのような見解をお持ちなのか。余りにも中間所得層にしわ寄せが来るというような状況を避けなきゃならん。今、景気が非常に厳しい状況ですから、やっぱり水道料金も上げ、これも上げ、何も上げということになれば、生活困窮がさらに厳しくなるというふうな感じがしますがけれども、その点についてどういうふうな見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、平成19年度は120,000千円程度あったのが、21年度を見ますと大体22,000千円の基金ということで、これはある程度底をつきよる状況だなど大変危惧をいたしております。どっちにしろ、財源をどうにかせにやいかんということでございますけれども、まず税率の改正もさることながら、これは100%税率改正というのはちょっと、今、世の中の状況を見てみますと大変だということで、ある程度うちの財政の内容等も調整しながら、一般財源からの繰り入れも視野に入れにやいかんと。だから、両方の繰り入れで22年度か21年度に向けて打診をしていきたいと、かように思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

今の町長の答弁にもかかわりがあると思いますが、36ページの繰り出しの中で町立太良病院事業会計繰り出しと、一般会計繰り出しと。太良病院あたりは事業費じゃなく繰り出しで処理してあるとは、これはどういうことですか。

○健康増進課長（江口 司君）

国保の36ページの直営診療施設勘定繰り出し、これは病院の事業に対する繰り出しです。それから、一般会計繰り出しについては、国保税の徴収を税務課で嘱託員が徴収しておるんですね。あの分の徴収費に対する交付金ですか、それが21年度については1,131千円程度入ってくると。それから、病院勘定繰り出しの37,856千円については、病院のほうから答弁させます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

この国保会計から繰り出しをいただいている分につきましては、病院の資金的収支のほうの繰り出し相当分を出していただいているということになっております。（260ページで訂正）

○12番（木下繁義君）

国保の27ページの総務費の歳出ですけど、8の報償費、納税奨励金について内容を御説明いただければと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

国保の27ページ、報償金の納税奨励金の件ですけれども、20年度については納税奨励金は2.3%としておったと。それから、21年度については2%に、率を0.3%下げたというのは、行政改革の折に納税奨励金の率については高いというような、結局、町税と国保税の納税奨励金の関係でそこは是正していこうというようなことで、そういう改革のもとにやってきたということで、21年度については2%にしたということでございます。

○12番（木下繁義君）

以前からすれば、現在においては大分振り込みが多いんじゃないかならうかと思いますが、そうした場合に、この奨励金あたりももっともっと減額していいんじゃないかならうかという気がするんですが、その辺について、やっぱりこういったものこそ下げるべきじゃないかならうかと思いますが、比率はどうでしょうか。振り込みあたりとの比率。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

現在、町民税、固定資産税、国保の集合税として徴収しておりますけれども、口座振替の割合は、約25%程度が口座振替で納税をしていただいております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

答弁誤りがありましたので、病院事務長。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

先ほどの牟田議員の御質問の件で、ちょっと答弁誤りがありましたので、訂正させていただきます。

国保会計のほうから37,856千円支出をしていただいておりますのは、国の制度で、備品とか器械を買った場合に、国のほうからその購入価格の3分の1を補助するという、そういう制度があります。それで、ことしはいわゆるオーダーリングとあって、例えば、先生が診察をしながら、そこにいながらコンピューターで各検査室とか、それからレントゲン室とか、オーダーリングをするシステムがあるんですけれども、従来は3分の1しか出さないんですが、そのオーダーリングのシステムに限っては100%補助をするという制度があって、その分が国から流れてきて、それは国保の調整交付金ということになっていきますので国保のほうに入ってくるわけです。それをそのままうちのほうに流してもらうというような形で、本年度につきましては37,000千円という大きな金になっておりますけれども、その情報システムが大体35,809千円かかるものですから、その分が国から流れてきて、国保を通してそのままうちのほうに流してもらうということになっておるわけでございます。

○12番（木下繁義君）

口座振替が25%という税務課の担当の説明であったんですが、この医療費についての滞納ですね、6,700千円程度あるわけですが、例えばその滞納された方に1年間、云々で保険証を担当で預かると、そういった実例はありますか、お尋ねします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

保険証を預かるかという質問ですけど、保険証は預かっていないわけですし、長期滞納者については短期保険証を交付しながら、保険料の納付に鋭意努めているところでございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

かわりの証を出しているという方は、大体何名ぐらいいらっしゃいますか。

それと、滞納に対する6,700千円の徴収方法はどがん考えとるか。そこまでひっくるめてお願いします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

短期保険証については、これは20年9月末現在ですけれども、交付月数については146月と、収納額については7,903,700円ということでございます。

それから、保険料の滞納については、これは6,700千円じゃなくて、19年度については現年度が15,405,100円と。それから、滞納分の過年度分については34,497,390円ということで、その滞納の短期保険証については、先ほど言いました7,900千円ということで国保のほうで担当しておるわけですけれども、あと現年度滞納分については税務課のほうで担当しておりますので、税務課長のほうから答弁があるかと思っております。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

ちょっと御質問の確認なんですけれども、国保税の滞納分の6,700千円というのは奨励金の金額でございまして、滞納額は19年度決算でいきますと、現年度分で約15,000千円、滞納繰越分で約35,000千円、トータル49,000千円程度の滞納繰越額が国保ではございます。その分の滞納の対策という御質問でしょうか。（発言する者あり）

現年度分につきましては、先ほど健康増進課長からありましたように、滞納者につきましては短期の保険証しか発行しないで、その期限が切れた場合、また保険証ということでお見えになりますので、そのときに鋭意少しでも納税をしていただかないと次の保険証は出ませんよということで、健康増進課と税務課と協力して滞納対策をやっております。

過年度分については鋭意いろんな方法、手段で滞納対策をやっておるわけですけれども、先ほどからお話がありますように、国保については非常に制度的に厳しいものがありまして、国保の徴収率についても全国的に厳しいとニュースなどでも流れております。

太良町の国保の徴収率については、実は県で一、二位をここ数年続けてまいりまして、何とか県内ではトップクラスを維持しているわけです。これについては納税奨励金あたりも幾らかの貢献をしていると思いますけれども、今後とも差し押さえ等を含んで厳正にやっていきたいと税務課では思っております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

22ページの共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金、この高額医療を受けるに当たって規約というか、何万円以上もらえると、その月内にと、いろいろありますけど、そこ

ら辺をちょっと詳しく教えていただけませんか。

○健康増進課長（江口 司君）

ちょっと資料を持ってきておったんですけども、国保の22ページの高額医療費の内容はいいということですね。高額の自己負担割合で現役並みとか低所得者とか、そのあたりでしょう。1月当たり44,400円ですかね、低所得者については2万幾らだったですかね。（「後でいいですよ、わからんぎ」と呼ぶ者あり）ちょっと資料をですね……。 （「議事進行」と呼ぶ者あり）ありました。

国保ですから、70歳未満でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）上位所得者ですね、これは自己負担限度額については150千円と。それに1%ですね。これは括弧で83,400円ですけども、1%については実際にかかった費用の総額の上位所得者500千円と、一般については267千円を超えた場合は超過額の1%を追加負担するという計算になります。だから、一般については80,100千円プラス1%と、それに括弧として44,400円と。それから、住民税の非課税世帯については35,400円、括弧については24,600円と。これは一月当たりですね。それを超えた場合はその分が返ってくると、こういうことでございます。

○7番（見陣泰幸君）

その資料は後からコピーでもしてもらえますか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第23号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第5 議案第24号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第24号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

ちょっと済みません、前置きですけど、この問題は木下議員が半時間ぐらいやっとやろうということと言われておりますから、ひとつじっくり言わせてもらいたいと思います。

漁排の8ページ、事業費の3,731千円の減額と、公債費が1,459千円と減額がっておりますが、この公債費の一番ピークは過ぎたんだろうかと思えます。ピークも……。今からどんどん公債費が減っていくのか。それで、事業費がどういった状況で減ったのか。

それと、この竹崎の漁業集落排水の管理委託料の入札を何業者でことしされたのか、されるのか。まず、その点を質問いたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

事業費の3,731千円の減額ですけれども、従来職員1名の給与を出しておりました。その分が係長から一般職に変更したところで、3,731千円の減です。それと公債費につきましても、平成42年までの支払いになっておりますけれども、平成19年度が23,000千円、平成20年度が22,000千円、平成21年度で21,000千円。ここが一番のピークでして、平成22年度からは17,000千円程度の元利償還の計画になっております。

それと、委託料につきましても、従来の2社、現在、太良清掃、藤津清掃、2社のほうで管理委託をお願いするように計画しております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

きのうの町営住宅の件についても、入札業者が鹿島藤津清掃ですか、それと太良清掃ですか、その2業者と。実際町内には太良環境衛生も、もう2年前から町の許可ももらい、知事の許可ももらい、すべて許可をもらっておられるようであるわけですが、この2業者に限定する根拠、どういったことで地元の業者ができないのか、その根拠。取り決めがあるとかいうお話をされているようですが、それはその当時、私も入ってやっておりました。木下副町長ですかね、あのひと、19年ですけど。それで、ここに私もその当時入っておった関係で覚書ももらっております。

そこで、皆さんに聞いてもらいたいと思います、時間はまだ十分ありますから。

1、甲の清掃業許可区域は、廃掃法第7条の規定により、現行許可し尿で定められた区域とする。

2、甲が浄化槽の保守点検を行う区域も同上とする。

3、乙と丙は甲の区域で新規に設置された以外の浄化槽については現行どおりとし、設置者との契約をそれぞれ責務として果たす。

4、この4です、甲は契約は乙の地域において新規に設置された浄化槽のみに限定すると。これを取り決めであるというような話をされていると思います。しかし、これは個人の浄化槽設置に対する決めであって、公共的、例えば町営住宅、それから庁舎内とか、そういったことの限定にはこれは値せんわけですよ、そうですね、そうでしょう。

それで、公共的には今、光風荘とか、たらふく館とか、そういったことには入札をされているようですが、私はきのう電話でお尋ねしたんですよ。そしたら、自分はどこでもさるっと、何で入れてもらえんとやろうかというようなことも言われておりましたので、それ以外にあつたら答弁をしてもらいたいと思いますが、この2業者の竹崎の漁集の入札結果は、大体5年間でどのくらいの推移で入札されて、金額ですよ、そして、この2業者が5年間どういうふうな状況で、A、Bとした場合、Aが何回とっている、Bが何回とっている、その辺はおわかりでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

竹崎地区の集落排水につきましての2業者の設定といいますのは、平成9年からですか、事業を開始しまして、その当時は浄化槽の保守点検等ができるのが2社ございました。その2社につきましては、竹崎地区が浄化槽——集合処理ですね、現在の集合処理をしない場合、まず、なかった場合と考えますと、生し尿、それと浄化槽の設置者がおられると思います。その分の2社についての代替業務と御理解していただきたいと思います。それで、その当時はまだ2社でしたので、2社の選択をしております、現在、議員おっしゃるように、平成19年度より1社ふやして3社になっております。その3社というのが、今議員言われる覚書の中に、1番目の現行許可し尿でということで、現在、生し尿をその方はやっておられました。生し尿についても2社でやられております。それは糸岐川を境に大浦地区と太良地区ということで、その許可が議員言われるように、現在の生し尿地域で新規が出た場合は、その方も保守点検等の契約ができるという覚書の中身だと私は理解しております。

それで、官公庁につきましては環境整備事業協同組合がございまして、その中の申し合わせ事項なのかどうか私たちはわかりませんが、そこまで私たちが立ち入って、こういったことでやってくれということは強くは言えないと思いますので、本来、今年度もまた各所、浄化槽の契約はすると思いますので、それまでには私たちのほうからでも組合のほうに投げかけて、どういったことなのかということを経査させてもらいまして、組合の回答がどのように返ってくるか、それに基づいて、各官公庁につきましても契約状況はまた変わってくるかと思っておりますので、まず一応、組合のほうに投げかけたいとは考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

今、担当課長が答弁されるのはわかりますが、組合のほうから、今までの既存権といいますか、既得権といいますか、そういったことで新しい、まだ2年ぐらいしかならない地元業者を入札に加えてはいけないとか、そういった規則は全くないと思います。

それから、さっき言ったように、この覚書書にも、個人の浄化槽設置についてのくみ取り等については、これが生きておるにして、それには該当すると思いますが、公共的には全く制限がないと思いますので、今後やっぱり町長初め執行部、この辺はぜひ検討してもらわんと、住民感情として、地元で許可を持った人がおるとにできんということは、非常に感情が悪いと思うわけですよ。

それは、当時は平成6年だったですか、杉崎町長時分に、執行部と浄化槽推進に各地域を回られたですね、何名かずつで。浄化槽、こういった事業が始まるからやってくれということで推進をされておったんですが、やはり話を聞く上では文化生活上で非常によいということで、総論的には賛成と、しかし、いざやれとなれば、各論的にはもう仕手がなかったということで、竹崎がその後やったんですが、その当時、大浦地区は有森さんですか、それから、もういっちょこっちは太良清掃ですか、その2業者で生をくみ取られておった時代ですよ。そういったときに、時代が進んでこの浄化槽が入ってきて、竹崎も水洗は非常に多かったんですよ、しかし、水洗はトイレだけで、あとは垂れ流しですもんね。それで、浄化槽ということが入ってきて、今度は今の藤津清掃の坂口のばあさんが頼ってきて、太良町にそういう許可を持った人がおんさんごたっけん、ぜひ私を紹介してくださいということで、町長のほうに対応した当時があります。それから、太良町におらんから、あいばよかたいねということで現在に至っておるわけですよ。

それで、私に言わせれば、今までここにおらんやったけん、おまえがよかごとしとっじゃっかと言いたかき。よその市町村に行ってみんさい。恐らく他町村からのくみ取り業者が入っているかいなか、ここは特殊な状況でこういう結果になっておるんですが、この申し合わせ事項も一緒。当時はやっぱり、し尿くみ取りはやぐらしかけんとかなんとかで、町長始めうてあいよらんやった。私が大分交渉したんですが。しかし、地元業者のおって、鹿島、七浦の業者にばかりさせるごたれば、議会でこれじゃできんといって、私は中溝議員たちと話し合って、もう町外の業者を省きますよというようなことを言ったら、この申し合わせ事項に載ってきたわけですよ。それで、さっき言ったように、副町長を入れて、全国の副理事長というのが嬉野に立野といっしておんさる。その人が佐賀県の会長です。その人とも私は何回となくお会いしまして、ここまで来たんですが、ここにやっぱりもういっちょただし書きの後に、これは1年で期限を切るとか、そういった文章がないために家庭浄化槽の問題が出ていますと思いますが、しかし、これはあくまで家庭浄化槽の問題であって、公共的には

問題ないと思うわけですから。

それから、あなたからまだ答弁もらっておりませんが、竹崎の保守点検の入札、2,600千円ですか、その件は、ここ5年ぐらい前とどのように推移がしておるか、その辺をちょっと伺っておったわけですが。それから、業者のAとBとの、Aが何年とった、Bが何年とった、5年ぐらいわかったら報告してもらいたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

まことに申しわけございません。答弁漏れしておりましたので。処理場の管理委託料につきましては、電気保安業務が198千円、浄化センター技術管理、技能指導、これは西原テクノサービスですけれども、360千円、浄化センター管理委託料が2,000千円、緑地広場管理委託料が66千円ということで、2,624千円の計上をさせてもらっております。その中で浄化センター管理委託料ということで2,000千円上げております。これは2社につきまして1,000千円ずつの管理委託料です。それは従来、最初、竹崎の浄化槽を始めたころにつきましては、1社が大体2,000千円当たりの契約でしたけれども、現在に至ってここ5年ぐらいですかね、1,000千円をお願いしますということで、1,000千円で契約いたしている状況でございます。

以上です。（「もう1点」と呼ぶ者あり）

○12番（木下繁義君）

もう最後です。

平成9年度に供用開始をやっておるわけですが、その当時は竹崎も人口900人弱おったんですよ。しかし、その後、漁業環境が衰退して、出稼ぎ等がおって、もう現在は約3分の2以下ですよ、人口がずっと、現在はというより、ここ……問題から。

それで、基本的な浄化槽のくみ取り料ですけど、今、7人槽、5人槽、10人槽と大体小型合併浄化槽にはあるわけですが、今、保守点検も国の基準が3カ月に1回でよろしいと。7人槽で1回につき4千円ぐらいですか、消費税までで4,200円と。それから清掃が年に1回でよろしいと。これも、例えば7人槽、7人全員おってのことらしいです。そいけん、例えば家族7人おって、息子、娘が出稼ぎして家には半分しかおらんということは、1年半でもせんでも結構よかということですよ。それで、業者はこの規定どおり、もっとやろうとするわけ。聞くところによれば、ある業者は、住民がいないうちにくみ取りをやって、それで伝票だけ入れていくとかいうことも聞いております。それで、もうあなたにはさせんばいと言われたと。そしたらその人が、いや、ここは私の担当だから、ほかの人はくみ取りはできませんよとか言われたそうです。しかし、それはあんたたちの組合で決めたじゃい何じゃい知らんばってん、金は私が払うんだと、私がさせんとなれば、だれもしはえんみやあだいといって、いまだに何軒となくさせていないという話も聞いております。そういった苦情はあっておりませんか。

例えば、大浦の団地の人からの話も聞いておりますよ。どの業者がやっておるか知らんけ

ど、非常に乱雑でいかんということで、この住宅の管理委員という町長が職員の中から2名推薦ができる。それから、その補助に管理人と。管理委員は町長の指名でできると、管理人はその住宅に居住して、その組合の中から出すんでしょう。そしたら、そういう話し合いが、もう地元業者にしてもらえんかという相談もあって、団地のほうが結束して、それでやるなら私のほうはされますからという返事をしておるといようなことでございます。

それで、この問題はひとつ、みんな認識してもらいたいと思うわけですよ。何で地元の活性化とかなんとかって音頭ばかりとって、本当のことをせんば。本当に住民が納得するような事業ば、やっぱりやってもらいたいと思うわけですよ。地元育成じゃ、さあ地元の活性化じゃってということばかり、ただ音頭ばかりじゃ私はいかんと思うんです。その辺をひとつ町長、私は駄弁をしましたが、どういふふうに関後取り組みをなされていくか、ひとつ決意をお願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと今、覚書を読みよったんですけどね、19年度から太良のAさんが加入をされておると。その功績は議員さんたちが向こうのほうに、組合長、理事長にお会いしてということですから。

まず、この覚書の中で、今読ませてもらっておったんですけど、いろいろ取り決めがあつて、さっきおっしゃったとおり、この覚書がいつまでというのは入っとらんですね、1年間これでいきますよというのは。町のAさんにつきましては、その区域に新規に設置された浄化槽のみと。ということは、ある程度区域を決めてあるということですね。ということと、もう1つは、町内のAさんが、建設業もしかりですけど、佐賀県の建設業協同組合、あるいは鹿島藤津の建設業協同組合、そこら付近に組合員で登録された方が指名とかなんとか受けるわけですね。A、B、C級と県が登録するとですけれども。ある程度級外については県を入れずに、町が独自で地元業者ということで級外を入れておるわけですが、このAさんが佐賀県環境整備協同組合の組合員であるかどうかということですね。そこら付近を加味しますと、こうなさい云々じゃなくして、この取り決めの中にはAさんと鹿島、太良、業者が2社と代表者が入って、連名で、中に入っておる人はだれも記載しとらんですもんね。だから、そこら付近のいきさつをもうひとつ確認をして、どういふふうなことがあつたか、そういうふうな町内業者を入れろという要望があつておるといことを、課長が言いましたとおり、投げかけてみて、向こうがどういふふうに関答してくるのか、それからまた対策をやりたいと、そういうふうに関思っております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今、木下議員の質問のように、私たちの部落もそうです。初めからだれもいないのに、点

検して請求書を置いてある。これは私たちも今聞いて初めてですけど、そういうふうでやっていいのかなと。私の部落は大部分だと思います、農家が多いので。そういうふうな格好ですよ、それが1つ。

もう1つ、今、町長が答弁したように、地元の業者さんもやはり交通安全指導員、そしてまた体育、水泳面において、相当の功績というのを太良でも本当に目立たないところでしっかりやっけていただいている、そういうとも含めて、条件が整わないんだったら別として、条件が一緒だっただらしてもらおうのが、私は町としてもそれは務めじゃなからうかと、こういうふうを感じるわけでございます。もう答弁は要りません。

○10番（山口光章君）

何なっとな言わんばと思って。木下議員の質問に対して私も共感するところが十分あるわけでございますよ。やはり地元業者、その育成に関しては、やはり育てる事業を推進していくというのがモットーだと思うわけですよ。だから、今、木下議員が言われた質問に対して、そういうようなことの中身を議事録でも持って、その入札の業者に、こういう質問が出ておるんだと、おたくはどうあるんですかという問い合わせだけじゃなくて、こういう意見、質問が出ておるんだぞと、そういうふうなあれを持っていくような感じでもいいんじゃないかと思うわけですよ、実際。こういう事態なんだと。そうせにや、やはりこたえんと思います。

それで、もうそういう時代じゃないんだろうと思います。幾ら取り決めかれこれがあつたとしても、もう今から先はやはり地元業者優先ですよ。私のところも、もう10年ぐらいいろいろなトラブルがあつて、ある業者、今、伊福んにき言いよらすばつてんが、業者はもう断っております、あんたは来んでいい。そして、いろいろ調べた結果、どこの方もくみ取りはしてくれるらしいですよ。だから、向こうがお客さんを選ぶじゃなしに、お客が事業所を選んでいいんですから、実際。そういうことも言いよつたよと、こんなのも言ってくださいよ。そこら辺、答弁は要りません。

○5番（牟田則雄君）

同じ関連ですが、私はちょっと角度を変えて、組合で区域を決めて業者を選定ということは、これは圧力団体的なことになって、組合が営業の区域を決めるというのは、これはかなり独禁法のあれに近いやり方ですもんね。やっぱり今、山口議員が言われたとおりに、これは使うほうに選択権があるのであつて、組合の名のもとに自分たちが区域を勝手に決めて、先ほど説明されたように、新規設置だけを新しい業者にさせるというような内部の取り決めなんかは、それは内部で勝手に決められることはいいいんですが、それを利用者に押しつけてやるということは問題があると思います。それで、やっぱり選択権はあくまで利用者に持たせるものであつて、自分たちの組合の中で組合活動をされるのは、それはどういう組合活動をされてもいいんですが、自分たちの都合のいいように利用者をそういうふう勝手に決めてということは、これはもう明らかに問題行為だと思いますので、そこら辺まで含めて、太良

町の議会ではこういう今言われておるように、やっぱり特定の業者さんじゃなくて、先ほど言われたように、建設業組合であろうが、電気業組合であろうが、組合はみんな組合活動をされているわけですよ。ところが、営業は自由にみんなやっております。それが本来の姿あって、くみ取り業だけが自分たちで勝手に区域を決めて、自分たちの仕事は安泰だというような時代じゃないと思いますので、そこら辺を含んで、先ほどから言われておることをしっかり考えていただきたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

これがどういうふうなことで、こういうふうな連名で印鑑ば押しであつとかわからんですけども、甲乙丙はみずから営利を目的として営業活動を行わないことと、連名で打つてあるとですよ。合意ですよ。これば、ああそれでよかよといって打つてあるけんが、これから崩さにやいかんわけですね。お互いにそれでいきますよと。だから、あくまで、さっき私が冒頭言いましたように、1年間、2年間でこれでいく、あとはフリーばいとしてあつぎ、これはパラばいと。いつまで云々のとは期限設定しとらんもんですから、まずこれから崩さにやいかんということで向こうに投げかけにやいかんと、私のほうから一方的にこうしなさいて。もう実印の会社印で打つてあるもんですけんね。そういうことです。

○10番（山口光章君）

今、牟田議員がおっしゃられましたけれども、そういった業者のいろいろな取り決め、このことが矛盾する点が幾らかでもあるわけですよ。これは、そのくみ取り業者の方だけじゃなしに、例えば水道屋、電気工事店、いろいろあるわけですよ。だから、本来、商売をしたくても組合に入れないとか、こういう傾向が非常に多いわけですよ、本当に。何でも圧力をかけて、要するに業者をふやしたくないというような傾向も私は以前から聞いております。だから、そういう傾向は太良町だけでも、やはり地元業者を手ほどきして、手を差し伸べてやって、あなたたちも仲間に入りんしゃいと、一緒に入札して頑張ろうっていうふうな気持ちもやっぱりある程度持つていかんや。私の考えは甘いかもしれませんが、弱肉強食の時代ですから。しかし、その心配りも必要じゃないかと思います。答弁は要りません。

○2番（山口 巖君）

済みません、ちょっと私ももう1つ、町長に聞いてもらいたいと思います。

使いよるのは、藤津、もう1つが太良清掃でしょう。実はこの太良清掃さんというのは、住所は伊福ですよ。課長、伊福でしょう。伊福ということです。この伊福にどういうふうにしていくとかと説明しますと、家を建てて小屋をとというのが、寝泊まりはしていない、そこに住所を置いて営業しているのが、この太良清掃さんなんですよ。地域の道掃除、そしてまた、部落で町道の維持管理等もしますから、出席はもちろん1日もいたしません。こういうことも含めて、やはりただ利益だけで太良町にのさばっているというか、失礼な言い方わかりませんが、こういう利益目的だけで太良町に席を置いている、この人と比較して、

もう1つの人、その辺も十分加味していただいて、ここはしっかりした決め方で、やはりこの組合組織というのは、今、牟田議員の質問のように、この組織というのは物すごく強い団結力等がありますから、しっかりして、一つでも早い解決方法をお願いしたいと思います。今は太良清掃のことをちょっと説明いたしました。答弁要りません。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第24号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第25号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第25号 平成21年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

簡易水道特別会計について、総論的に質問をしたいと思います。

この簡易水道というのは、いわゆる簡易水道、あるいは飲料水の供給施設、簡易供給施設、合わせて13施設あるわけですがけれども、今回、建設改良費に、経営が厳しいということで料金値上げ等も計画されておりますけれども、非常に有収率の悪い施設、伊福に至っては66.4%、これはお金をかけて4割は捨てているわけですよ。そういった施設もあるし、70%台という施設が3つかありますね。これは非常に、例えば大浦、これは4,500人の簡水ですがけれども、これも71.36%ですね。非常に有収率が悪い施設、今は喰場を布設がえをやっておりますが、お金をかけて、何年かかかるとい状況ですので、今後相当の改良費、お金がかかるという感じがします。そして、一日でも先延ばしすると、毎日毎日無駄な金を、いわゆるお金をか

けた水を捨てているという状況なんです。これは問題を先送りする、後世にツケを残すということです。布設がえというのは言葉では簡単ですけども、金がかかるし、これはもう大きな財政を伴うものですから、なかなか難しい。基本的には受益者負担の原則ですけども、これはなかなかそういうわけにはいかないと思いますけれども、そのような改良、短期でも中期でも、どのような改良計画をされているのか。例えば伊福一つにしても相当の金がかかるんじゃないのかなという感じがしますし、似たりよったりで、どこも非常に有収率が悪いと。小規模の簡易の供給施設、あるいは飲料供給施設については、それぞれ90%台をキープしておりますので、これはいいとしても、大きなそういった施設については非常に悪いということですので、その辺については、また財政も伴いますので、中期財政計画の場合、どのような計画をなされているのか。担当課としてはどういう考えなのか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員御指摘の有収率につきましては、決算委員会の折にも報告しておりますので、有収率の数字かとは思いますが、伊福につきましても決算委員会で報告しておるのが66.42%の有収率ですということで御報告いたしております。その後に漏水箇所も見つれたり行っておりまして、何カ所かの修理はできておりますので、現在の時点では、まだ有収率を出しておりませんが、幾らかは上がっているものだとは思っております。

また、大規模の、一番大きいので大浦地区の簡水ですけども、こっちのほうにつきましても職員は頑張ってくれて、夜間漏水調査、それと追跡、修理まで、今年度におきましても何カ所か行っておりますので、イタチごっこになるとは思いますが、なるべく大きな漏水、そして小さな漏水を早く見つけるということで対応は行っております。

それで、長期的に配管がえ等を計画しておりますのが、喰場地区の簡易水道につきましては平成17年から、先ほど議員申されるように、財政と向き合っていないといけませんので、平成42年、長い期間、26年の計画は立てております。それはもう喰場地区が宅地の下とか民地の畑の中に入っておりますので、そういった造成をされるときにかなり迷惑をかけております。そっちのほうをまず優先的に改良いたしまして、それと、給水の切りかえにつきましても、ここ3年間ぐらいの計画、地区別にですけども、一度にできれば一番いいことでしょうけれども、やっぱり一気にということができませんので、計画的に改良していきたいと考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

当時の工事ですから、乱雑とは言いませんけれども、検査的に非常に甘い検査の中で工事が進められたという、私も直接自分たちの工事も見えておりますし、そういったものが、やっ

ぱりこの簡易水道の施設には多くあるんじゃないかなという感じがするわけですよ。そういった中で、いずれにしても耐用年数は幾らなのか、私もわかりませんが、かなりの老朽化をしているんじゃないか。先ほど言われるように、特段の漏水については漏水調査あたりでわかると思うんですけども、非常に努力をされていると思うんですが、県下で見ても、やはり有収率が非常に悪いと、一向に上がらないと。努力はされている中でも、幾らかの上下はあるにしても、全体的にやっぱり悪いと。もちろん、非常に小規模な施設が多いということもあるかもしれませんが、そういった意味から、やっぱり本当に最終的にイタチごっこになるわけですので、順に施設の配管の布設がえというのは計画して、できるだけやっぱり早目にすることが、いわゆる無駄な金を捨てないことにつながっていくと思うんですけども、その辺は財源が伴うものなので非常に厳しいと思います。

議会でも、やっぱりもっと早目に、この日本一の水道料金というのは太良町の一つの売りかもしれないけれども、将来的にそういったことを考えた上で、料金値上げも視野に入れながらというような話もしておりました。やっとそこに来ておるわけですけども、なかなか難しい問題とは思いますが、ぜひ本格的な布設がえの計画をして、やっぱり有収率あたりをせめて90近くにはなしていくというふうな努力をひとつしていただかなければならないと思いますので、そこらは非常に町全体の問題、これはもう先送りすることなく、やっていかなければならない問題だろうと思いますので、その点ひとつよろしく御検討いただきたいと思えます。

○議長（坂口久信君）

答弁要りますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回、上水、簡水につきましては料金改定をお願いしまして承認いただいておりますので、そういったことも加味しながら、議員言われるように、配管がえにつきましては計画を立てまして、年次的に行っていくように計画していきたいと考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今の12ページですね、その区分の8、水道料徴収報償金、これが昨年とちょっと、大きい金額じゃないけど、200千円ほどオーバーしているように見えるんですが、どういう内容か、それが1つ。

それと職員手当。これが物すごく数字が、通勤手当までが動いているので、職員の配置がえかとは思いますが、確認のため。扶養手当、住居手当、通勤手当ですか、その辺の内容説明ですね。

それと、今、指定業者ということでやっていましたが、清掃のことですね。今度、水道も

指定店以外はやれないということでしょう。今度、もう課長のところに来ていますか、1業者、多分やめると思います。そうした場合、3業者でこの工事は大丈夫なのか。大したことはないと思いますけど、その意味を含めて3点、お願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

予算書の8番の報償費ですけれども、金額が変わっておりますのは、前年度の収益に対するおります報償金ですので、見込みで計算させてもっておりますので、この金額になっております。

それと、職員手当ですけれども、これは4月時点で、前回、職員が1名かわっておりますので、その職員の異動によって金額等が変わっております。

それと、指定工事店につきましてですけれども、議員言われるように、1名の方がもう廃業するというので届けが出されております。それで、あと残り4業者おりますので、その4業者の中ででも何とか現状維持できるのではないかと考えておりますので、そのように考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

あと残り4業者ということで、このくらいの工事額なら、かえって不幸中の幸いと思うんですけど、この指定業者は地区割をしているのかしていないのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

別に地区割を細かくは分けておりませんし、業者の方のたまたま多良に2社、糸岐に1社、大浦に1社というような地区にいらっしゃいますけれども、工事をしたり、修繕等の地区割等は行っておりません。

以上です。

○10番（山口光章君）

簡水の13ページ、19節の負担金補助及び交付金です。小さい金額ですけれども、暴力追放連絡協議会負担金、これは大体どういった関係の、ある筋の仕組みになっておるのか。何か簡水に余りマッチしないような気もいたしますけど、この意味をちょっとお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

暴力追放というのを藤津鹿島地区、県内ですけれども、地区割しまして、杵藤地区のほうで水道料金の滞納ですね、私たちのほうで料金を掛け逃げといいますか、旅館業の嬉野市さんなんかはかなり水道料金をそのまま使って逃げるといような、暴力団関係の方とか、そういった方がおられるようで、電気料、水道料、そういったグループで協議会をつくりま

して警察を入れましたところで、横の連絡をとる協議会で、その負担金を15千円計上しております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第25号 平成21年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第26号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第26号 平成21年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

ちょっとこれは参考のためにお聞きしたいのですけれども、今度、栄町地区のほうに火葬場ができますよね。今、水道は来ておると思いますけれども、ボーリングか何かする予定でありますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

現在の火葬場には杉谷地区のほうから13ミリのパイプが1本だけ通ってきております。今回、新しい火葬場になりますと、当然屋内の消火設備とか、そういったことも出てくると思いますので、新たに引き直すような計画は立てたいと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第26号 平成21年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第27号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第27号 平成21年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

14ページですけど、この訪問看護ステーション事業収益ですね、これが昨年度より減額された内容、それから療養費収益の減ですね、収入減。

それと、16ページの通所リハビリテーション事業収益、合計がちょっとだけ上がっておるんですが、こういった内容ですね。

それと、主要事業一覧表の連番93ですけど、年間延べ入院患者数の1日平均50人と、それから、年間延べ外来者が265名と、こういう予算を立ててありますが、昨年度と比較して、やっぱりふえる見込みはいかがでしょうか。その辺について答弁求めます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、訪問看護ステーションの収益なんですけれども、これが前年度に対して減っておるということでございます。実は今年度の、平成20年度の見込みが昨年千二、三百万円あったのが、ことしは11,000千円程度に落ち込むという予想をしております、その原因につきましては、患者訪問をするところの患者数が減少しているということございまして、それで、何で減少しているのかと申しますと、入院患者がふえたりとか、そういうことで家庭に行く方が減っておるということで、本年度につきましては前年度よりも若干下げた数字を計上いたしております。

それから、通所リハビリテーションですけども、これも平成20年度の見込みでふえております。それで、ひょっとしたら収益が40,000千円超えるかもしれないという感じでございますので、今回、通所リハビリテーションにつきましては若干ふやさせていただいているということでございます。

それから、入院の見込みなんですけれども、ここに計上しております1日入院患者数50人という数字と、それから外来が265人と上げておりますが、これにつきましては今の実力ではここまでは、入院につきましては本年度の決算見込みが大体三十七、八、九人ぐらいにな

る予定になっておりますが、それを一挙に50人まで上げるということは非常に無理なんですけれども、一応予算ではそこを目指しましょうという意味で、計上をこういうふうにしておると御理解いただきたいと思います。

○1番（所賀 廣君）

病院の18ページなんですけど、材料費という項目があります。これは平成19年度の当初の予算とその決算を見ましたときに、平成19年度では、当初の予算で約79,000千円ぐらい予定をされて、決算では71,600千円、これも落ちております。平成20年度に至っては、当初の予算は83,670千円というふうに設定されまして、お聞きしたいのは、今年度、20年度になるわけですが、大体の決算の見込み額、それと、落ち込んでいる中で、今度平成21年度の予算で材料費を89,450千円とかなりふやしておられますが、その理由とございますか、その設定に至った根拠をお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、20年度の材料費の見込みは、一応81,000千円程度になると見込んでおります。そういうふうになるわけですけれども、昨年度よりも今回の新年度の予算、6,000千円程度上がっておりますけれども、これにつきましては手術数が平成19年度につきましては73件だったんですけれども、20年度の現在までの数がもう150を既に超えているんですよ。それで、昨年より2倍近くなりまして、結局、手術に係る、例えば、ひざの手術とかにはいろいろ人工骨頭といったような人工の材料を使ったりするものですから、手術数が2倍になったからといって、すぐさま材料費も2倍になるとか、そういうわけではございませんが、そういう理由で、ことしは平成20年度以上にいってもらいたい。今度また先生がかわられるんですけれども、それ以上にいってもらいたいということで、今回、20年度は途中で何回か補正をしておりますけれども、それをしないでいいような金額を組んでおるといってございませぬ。

○1番（所賀 廣君）

この材料費ですが、医薬品ですね、薬には先発品と後発品というのがありまして、ジェネリック薬品と申しますか、通称GE薬品とかゾロヒンとかいう表現を使っておられるようですが、現在の太良病院が抱えている医薬品の品目と申しますか、何品目ぐらいの薬を在庫しておられて、その中に後発品、ジェネリック薬品がどの程度の割合を占めているのかお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えをします。

まず、お断りしておきたいんですけど、今、院外処方にはしてありますので、院外の分については今ちょっとわかりませぬ。アルナ薬局とか、そのほかの薬局のほうに聞いてもらわないとわからないんですけど、うちが入院患者とか、それから時間外に来られた分については院内

で出しておりますので、その分で答えたいと思います。

今、院内に薬品数は526品目あります。そのうちに大体ジェネリック薬品と言われるのが39品目、率にして大体7.4%程度を占めておるということでございます。

○1番（所賀 廣君）

実は、これインターネットでちょっと見てみましたら、大体2012年度ぐらいまでにジェネリック薬品の占める割合を30%ぐらいまで上げたいというふうな回答がありました。愛知県の岡崎市の市民病院では、例なんですけど、ここは150品目中62の品目があって、その中の62の品目の中で、2つの品目だけをジェネリックにかえたところ、年間1,000千円ぐらいの支出を抑えることができたということです。1つの品目で大体500千円ぐらい抑えることができるということです。この医薬品は当然医師の方が見られて、本当だったら、患者さんにこういった薬を使いますということを通知して、患者さんの了解を得るのが本当だと思いますが、ない場合もあろうかと思えますけど、この辺を考えてみて、パーセントを大いに上げるというふうな院内の会議あたりでの話等々がっておりますか、院長。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

医局会というのを月に1回やっています、医者集まりですけど、その中でも、今言われたように後発品ですね、先発品に対する後発品ということで、ゼロと言ったり、ジェネリックとか呼んでおりますけれども、それを使うことの利点が、患者さんに薬品代の負担がなくて済むとか、あるいは処方せんに対して加算がつきます。収入がふえるという利点がありますので、そういうことを言いながら、なるべく使える品物は使うように、みんなで話合っています。また、後発品、ジェネリックであるとかゼロにも欠点がありまして、欠点というか、いろんな要素があると思えますけど、例えば、まだ厳格な臨床治験なりを経たものでないもので、薬によっては副作用の出やすいのがあるとか、そんなふうな印象のある薬もありますし、もう1つ大きく考えれば、先発品の開発がおくれることになりはしないかとか、そういうこともありますけど、今言いましたような利点が多いにありますので、30%というのは目標ですけど、そういう利点を考えながら使うようにやっております。

○1番（所賀 廣君）

副作用云々というのはわかるわけですが、この医薬品、特許切れした薬を別のメーカーが同じようにつくって売ることから安く仕入れられるというふうなことで、その中でも全部使えるわけじゃないというふうにも書いてあります。使える品目がこれとこれですよと、一覧表あたりも調べればわかることですので、これは当然レセプトを含めて保険請求に多少影響してくる点数もあるかと思えますが、逆に患者さんがお支払いしていただく医療費の軽減にもつながるわけですので、30%が無理なら20%、あるいは15%と、今の7.4%を少しでも伸ばしていただくようなことも、これからの太良病院のサービスという面では活用できる分

野じゃないかというふうに思いますので、ぜひその努力をやっていただきたいと思います。
あとの答弁は要りません。

○5番（牟田則雄君）

病院の17ページをお願いします。

少し乱暴な計算になりますが、看護師給のところ、この金額を看護師、准看護師の合計でいきますと、1人当たりが月で大体320千円、そして、1人当たり3,840千円ということになります。手当のほうも計算してみますと、1人当たり3,060千円になります。そして、ボーナスが大体4.5カ月だったのですかね、太良は4.5カ月になっただけでしょう、期末と勤勉合計で、4.5カ月で計算しますと1人当たり1,440千円、そしたら差し引き、手当のほうで1,620千円というのが出てきますが、この1,620千円の大体の内訳はどうなっているか教えてください。

それと、超勤、例えば夜間あたりにした場合に、明くる日休み、次の日が休みという場合の超勤の手当とかはどうなっているのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

最初の御質問の件なんですけれども、期末勤勉を除いた残りの額は大体どうなっているのかと。残りは大体通常、その方が扶養されている家族の方の分の扶養手当とか、それから、2キロ以上から通勤手当がつきますけれども、その通勤手当、それから住宅手当等があります。もう1つ、一番大きいのを占めるのが退職手当の負担金なんです。この退職手当の負担金につきましては、多分、今の私の記憶では、今年度は給料額に対して23%を負担しなくてはいけないということで、これが26,000千円程度を占めるんですね。それがかなりな部分を占めておるというふうに思います。それで、そういう数字が出ておると。

それから、超勤手当の件なんですけれども、超勤手当につきましては、病棟の看護師等につきましては夜勤手当というのがついて、夜勤なので、勤務の一環ということになっておりますので超勤はつきません。外来の看護師が当直をやっておりますけれども、これはまた当直手当というのが出ておりますので超勤はつきません。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

そして、夜は夜間の0.25の加増分だけ、それもつかないわけですか。——そうですか、わかりました。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第27号 平成21年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第9. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました町長提案の議案第28号から議案第29号を日程第10から日程12として追加し、町長の提案理由の説明を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加し、日程第10から日程12とし、上程することに決定いたしました。

日程第10 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案一括上程。町長提案の議案第28号から議案第29号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第28号は教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、現教育委員会委員の緒方良二氏が平成21年3月31日をもって任期満了となりますので、後任に太良町大字大浦乙2018番地、昭和21年2月7日生まれ、山口保彦氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第29号は不動産の取得についてであります。

本案は、太良町営火葬場用地として9,464.31平方メートルの不動産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第11 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第28号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。議案第28号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第12 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第29号 不動産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この地積のことでちょっとお尋ねをいたしたいと思います。9,464.31平方メートルの取得に対する提案ですけど、現在使われているところと合わせればどのくらいになるか、それを1つお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回購入が9,464.31平米、それで、現火葬場が374.52平米になりますので、合計で9,838.83平米になると思います。

以上です。

○11番（下平力人君）

大体この面積、9,000平米ちょっとの面積がいよいよ整備をされまして建設ということになります。その有効面積はどのくらいになりますかね。まだわかりませんか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

まだ造成等も行っておりませんので、平たんな面積でどれくらいとれるかというのは、まだ全くわかりません。

以上です。

○12番（木下繁義君）

この面積を取得されて設計に入り、事業費としてどの程度で考えていらっしゃいますか。人口はどんどん減るわけですが、あんまり大々的にはいかなものかと思いますが、概略で結構と思いますが。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

新年度で設計業務委託ということで16,000千円の委託料を計上させてもらっております。それで、あと規模につきましては検討委員会の中で御相談しまして決定していただきたいと考えております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

1つだけお願いをしたいわけですが、現在の火葬場と、それから今回の購入の9,400幾らの小さい図面でもいいですから、何か線引きをしたような平面図をできたらお願いしたいと思います。買うということをお伝えしたときに、こういった格好をまず買いますよというふうな説明をしたい場合があるかと思いますが、できたら平面図をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

それにつきましては上司と相談しましてから、提出できるものを提出したいと考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号 不動産の取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

一言お礼を申し上げます。今定例会は去る3月6日開会以来、本日まで13日間にわたり、議員各位には平成21年度当初予算を初め、条例等29件の重要案件について長時間熱心に調査、審議を尽くされたことに対し、深く敬意を表します。皆様の御協力によりまして、ここにすべての議案が議決いたしましたことを御同慶に存じます。

これもちまして、平成21年第1回太良町議会定例会第1回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時57分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則